

福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会設置要綱の改定について

1 ジェネリック医薬品使用促進事業の背景

- 県民1人当たりの医療費が全国平均に較べて高い。特に老人医療費については、平成14年度以降、全国1位の高さとなっている。
- ジェネリック医薬品（GE）を活用することにより、患者のお薬代が軽減されるとともに、国・県の負担する医療費が抑制されることから、GEの使用が促進されることが望まれている。

2 県の目標

- 医療関係者や県民がGEを利用しやすい環境を整備し、GEの使用促進を図る。
- 平成24年度までに、GEの普及率（数量ベース）を30%以上とする。

3 現状

- 福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、平成19年8月の設置以来、GEの使用促進に係る課題を検討し、種々の方策を実施した。
- 平成22年3月には、今後の更なる課題の精査や対策の促進に資するため、中間報告書を取り纏めた。
- 中間報告書では、今後、GE使用促進のための環境整備をさらに推し進めるために、以下の4つの課題が提示され、平成22年度より、新たな3カ年計画として、取り組みを進めることとした。
 - (1) 取り組みの対象の選定（網羅型から重点型へ）
 - (2) 医療機関と薬局の連携のあり方について
 - (3) 調剤薬局での取り組み
 - (4) 情報の発信について
- 平成22年度、実施した県政モニター、病院、薬局を対象とした調査において、県民のジェネリック医薬品の認知度の向上、病院、薬局のジェネリック医薬品に対する取り組みの強化が見られた。
- 卸売販売業者への流通実態調査では、平成22年度上半期の結果は、数量シェア32.5%、金額シェア11.1%であり、平成19年度（数量シェア19.0%、金額シェア7.9%）と比較して、GEの使用促進に着実な進捗が見られた。

4 論点

- ジェネリック医薬品について、県民の認知が深まり、医療機関等のジェネリック医薬品に対する取り組みも強化されている現状を鑑み、本協議会として、GEが県民（患者）、医療関係者に選ばれ続ける環境の整備（医療現場でのGEの定着）等の新たな視点が必要ではないか。

- 今後、新たな視点で取り組むために、現状を踏まえ、協議会において協議等を行う事項について改めて整理を行い、その方向性について共通の認識を作るべきではないか。
- 以上を鑑み、協議会の設置要綱の所掌事務について、以下のとおり改定してはどうか。

「現行」

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議、調整を行う。

- (1) GEの使用促進に関すること
- (2) GEに係る情報交換、啓発に関すること
- (3) その他GEの使用促進に関し必要なこと

「改定案」

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議、調整を行う。

- (1) GEの普及に関すること
- (2) GEの品質に関すること
- (3) GEの情報に関すること
- (4) GEの供給に関すること
- (5) GEに係る医療機関、薬局での取組みに関すること
- (6) GEに係る医療機関、薬局での連携に関すること
- (7) その他、GEの使用促進、医療資源の活用に関すること